

指 示 第 1 号

平成27年3月24日

会 計 課 長  
首席矯正処遇官（処遇担当）  
首席矯正処遇官（指導担当）

弁護士等が当日窓口差入れした訴訟関係書類を使用した面会を願い出た場合の検査要領等について

標記について、平成27年3月30日から下記のとおり実施することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、平成26年7月16日付け当職指示第2号「弁護士等が当日窓口差入れした訴訟関係書類を使用した面会を願い出た場合の対応について」及び同月23日付け当職事務連絡「弁護士等が当日窓口差入れした訴訟関係書類を使用した面会を願い出た場合における検査要領について」は、同日付けをもって廃止する。

記

- 1 同書類として、刑事事件記録以外の書籍等（パンフレットやカタログ等。以下同じ。）のみが差し入れられた場合
  - (1) 会計課領置係は、差入検査係に同書類を回付すること。
  - (2) 差入検査係は、同書類について保安上の検査を実施すること。
  - (3) 同検査の結果、異状が認められなければ、同書類を指導部門（教育）に回付すること。
  - (4) 指導部門（教育）は、同書類について内容による検査を実施すること。
  - (5) 同検査の結果、異状が認められなければ、同書類を弁護士面会係に回付すること。
  - (6) 弁護士面会係は、同書類を被収容者に交付した上で、弁護士面会を実施すること。
  - (7) 面会終了後、弁護士面会係は、被収容者に同書類を携行させ、還室させること。
- 2 同書類として、刑事事件記録のみが差し入れられた場合
  - (1) 会計課領置係は、差入検査係に同書類を回付すること。
  - (2) 差入検査係は、同書類について保安上の検査を実施すること。

- (3) 同検査の結果、異状が認められなければ、同書類を弁護人面会係に回付すること。
  - (4) 弁護人面会係は、同書類を被収容者に交付した上で、弁護人面会を実施すること。
  - (5) 面会終了後、弁護人面会係は、被収容者に同書類を携行させ、還室させること。
- 3 同書類として、刑事事件記録及び書籍等の両方が差し入れられた場合  
1 のとおり実施すること。ただし、指導部門（教育）は、書籍等の内容による検査のみを実施すること。
  - 4 検察庁から、単独室に収容するように配意願いたい旨の申出があった、共同室収容中の被収容者に対し、刑事事件記録が窓口差し入れられた場合  
同記録が回付された弁護人面会係は、面会終了後、当該被収容者が収容されている居室棟担当職員（以下「担当職員」という。）に対し、その旨を連絡し、同記録の取扱いについての指導を依頼すること（指導は、還室時の機会を利用して、担当職員が実施して差し支えない。）。